

一般廃棄物処理業(収集運搬)許可証

湖環政第 214 号
令和5年(2023年)6月16日

近畿環境保全株式会社

代表取締役 西村 忠浩 様

湖南市長 生 田 邦 夫



令和5年6月12日付けで申請のあった一般廃棄物処理業(収集運搬)許可申請については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付けて許可します。

許 可 番 号	第 2306214 号
許 可 年 月 日	令和5年6月16日
氏 名	法人にあっては、名称及び代表者氏名 近畿環境保全株式会社 代表取締役 西村 忠浩
事務所及び事業所の所在地	滋賀県草津市青地町字六反田196番地
許 可 期 間	令和5年7月1日～令和7年6月30日
取 扱 廃 棄 物	一般廃棄物
許 可 車 両 及 び 器 材	申請書のとおり
営 業 の 区 域	湖南市全域
許可条件	
1 この許可証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2 市及び甲賀広域行政組合衛生センター(以下「センター」という。)への搬入及び作業方法、検査については、係員の指示に従ってください。	
3 許可期限が切れたとき、又は業務を廃止し、若しくは休止したときは、直ちに返還してください。	
4 氏名又は名称、役員及び従業員、事務所及び事業場の所在地、車両、器材等の内容に変更があったときは、速やかに届け出てください。	
5 車両には事業所名を表示してください。	
6 処分地	
(1) 可燃ごみは、センターで処分してください。	
(2) その他の事業系一般廃棄物	
法令等により許可された処分地(処分地を市へ報告してください。)	

7 収集方法

- (1) 事業所ごとに収集計画を市へ提出し、承認を得てください。
- (2) 委託収集ごみと許可収集ごみとは混載せず区別してください。
- 8 事業所とのごみ収集委託契約書（契約期間は許可期間であること。）を一部市へ提出し、市の承認を得てください。
- 9 「湖南省廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則」第9条第2項に基づき、「一般廃棄物処理業務（収集運搬）実績報告」（様式第16号）を毎月の10日までに提出してください。
- 10 事業者と十分意思の疎通を図り、紛争等が生じないように努め、誠実に業務を遂行してください。

11 センターへの搬入方法について

(1) 搬入方法

センターへの搬入は、センター指定の搬入伝票をその都度提出してください。

(2) センターへの搬入日と搬入時間

土曜日・日曜日と市が指示した日を除く日の午前8時30分から正午及び午後1時から午後4時30分までとします。

(3) 計量

センター搬入時に計量器により、計量します。

(4) 搬入できない事業系一般廃棄物（可燃ごみ）は、次のとおりとします。

- ① 粗大ごみ（一辺50cm以内にする。）
- ② 再資源化の容易なもの
- ③ 動物の死体（ペット類、家畜、実験動物）
- ④ 農業ハウスビニール、古タイヤ、スプリング入りマットレス、塩ビトイ、塩ビタン、廃木材、大量の枯れ草木、生枝草等
- ⑤ 事業系ごみの内、製造工程から発生するもの。
- ⑥ 特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物）
- ⑦ 不燃物（空き缶、ビン、金属類）
- ⑧ 異常に水分の多いもの。
- ⑨ 家庭系ごみに類似しない廃プラスチック。
- ⑩ その他、センターにおいて処理困難物（液、粉、長尺状等）と認め、職員が指示したもの。

(5) 搬入量

センターの事情により、搬入量の制限をすることがあります。

(6) 手数料

処分手数料の支払いについては、センター職員の指示に従ってください。

12 労働安全衛生

収集・運搬に従事する従業員の労働安全対策は万全を期してください。また、労働安全対策に対する研修や点検を積極的に行ってください。

13 市の処理基本計画に変更が生じたときは許可を取り消す場合があります。また、この許可に関し制度改正がなされたときはこれに従ってください。

14 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、上記事項及び市長の指示に違反したときは、許可を取り消すことがあります。